

定 款

昭和55年 4月 1日制定
昭和61年 3月20日改定
平成 6年 4月 1日改定
平成 9年 7月 2日改定
平成14年 7月31日改定
平成25年 4月 1日改定

一 般 社 団 法 人 下 関 市 薬 剤 師 会

一般社団法人 下関市薬剤師会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人下関市薬剤師会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を山口県下関市秋根南町二丁目3番1号に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、公益社団法人日本薬剤師会及び山口県薬剤師会と協同し、薬剤師の倫理的及び学術的水準を高めるとともに、薬学及び薬業の進歩発展に関する事業を行い、公衆の厚生福祉に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 薬学及び薬業の進歩発展を図るための調査並びに研究に関する事業
- (2) 地域住民の公衆衛生及び薬事衛生の向上に関する事業
- (3) 薬剤師の職能及び資質の向上に関する事業
- (4) 薬局機能の充実と質的向上に関する事業
- (5) 学校環境衛生の整備に関する事業
- (6) 社会保障制度に関する事業
- (7) 災害への対応に関する事業
- (8) 薬学生の育成に関する事業
- (9) 未就業薬剤師の就労支援に関する事業
- (10) 関連する他団体との連携、協力及び支援に関する事業
- (11) 会員を対象とした共益に関する事業
- (12) 試験検査センターに関する事業
- (13) 会営薬局の設置・運営に関する事業
- (14) その他の収益事業
- (15) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(会 員)

第5条 本会に次の会員を置く。

- (1) 正会員 下関市内に居住し、又は下関市内で業務に従事する薬剤師であって、本会の目的及び事業に賛同して入会したもの
- (2) 賛助会員 本会の目的及び事業を賛助するために入会した個人、企業又は団体
- (3) 特別会員 薬学を専攻する学生その他薬学及びそれに関連する知識若しくは業務経験を有する者(薬剤師を除く。)又は薬局若しくは店舗販売業等の開設者(薬剤師を除く。)であって、本会の目的及び事業に賛同して入会したもの
- (4) 終身会員 本会に永年にわたり在籍する者で、理事会において決議したもの
- (5) 名誉会員 本会の目的の達成に功労のあった者として理事会において決議したもの

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

3 会員の資格及び種別に関する必要な事項は、総会の決議によって別に定める。

(会員の資格の取得)

第6条 本会の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員又は賛助会員になった時及び毎年、正会員及び賛助会員は、総会において別に定める額(以下「会費等」という。)を支払う義務を負う。

2 会費等の支払方法その他必要な事項は、総会の決議によって別に定める。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 総正会員が同意したとき。
- (2) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。
- (3) 第7条第1項の支払義務を1年以上履行しなかったとき。

(抛出金等の不返還)

第11条 既納の会費等は、これを返還しない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、通常総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

- 2 前項の通常総会をもって法人法上の定時社員総会とする。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

- 3 総会を招集する場合は、会長は、総会の日々の2週間前までに、正会員に対して、会議の日時、場所及び目的たる事項その他必要な事項を記載した書面をもって、その通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、正会員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく総会を開催することができる。

(議 長)

第16条 総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決 議)

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第19条 総会に出席できない正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出し、又は当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により会長へ提供することにより、他の正会員を代理人として議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合における前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び総会において選任された議事録署名人2名以上は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員等

(役員の設定)

第21条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上12名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を会長とする。

3 会長以外の理事のうち、3名以内を副会長とし、2名以内を常務理事とする。

4 第2項の会長をもって法人法上の代表理事とし、前項の副会長及び常務理事をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 本会の理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者である理事の合計数は、理事の総数（現在数）の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

4 他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものを除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数（現在数）の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行し、副会長及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。

- 3 会長、副会長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 4 理事又は監事は、第21条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議しなければならない。

(役員報酬等)

第27条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(役員損害賠償責任の免除)

第28条 本会は、法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として理事会の決議により免除することができる。

(外部役員の実任限定契約)

第29条 本会は、法人法第115条第1項の規定により、外部理事又は外部監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上で契約時にあらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

(顧問)

第30条 本会に、任意の機関として、若干名の顧問を置くことができる。

2 顧問は、次の職務を行う。

- (1) 会長の諮問に応じること。
- (2) 理事会に出席して参考意見を述べること。

3 顧問は、会長経験者及び副会長経験者の中から、理事会の決議を経て会長が委嘱する。

第6章 理事会

(構成)

第31条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

(開催)

第33条 理事会は、毎事業年度開始前3箇月以内及び毎事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に随時開催する。

(招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、理事会があらかじめ決定した順序によって、各理事が理事会を招集する。

- 3 理事会を招集する場合は、会長は、理事会の日の1週間前までに、各理事及び監事に対してその通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議 長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会の議長となる。

(決 議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第37条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(報告の省略)

第38条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第23条第3項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、会長が出席しない場合には、出席した理事及び監事の全員が記名押印する。

(常務理事会)

第40条 本会に常務理事会を置く。

- 2 常務理事会は、会長、すべての副会長及びすべての常務理事をもって構成する。

- 3 常務理事会は、次の職務を行う。
 - (1) 理事会に付議及び報告すべき事項を検討すること。
 - (2) 理事会が常務理事会に委任した事項を検討すること。
 - (3) 会長から付議された事項を検討すること。
- 4 常務理事会は、必要に応じて会長が招集する。
- 5 常務理事会の議長は、会長がこれに当たる。
- 6 常務理事会の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第41条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第42条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第43条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、通常総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第45条 本会は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の分配の制限)

第46条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第47条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第48条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 委員会及び職域部会

(委員会)

第49条 本会の会務及び事業の円滑な運営を図るため、必要があるときは、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、正会員のほか、学識経験者の中から、理事会において選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(職域部会)

第50条 本会の会務及び事業の円滑な運営を図るため、職域を同じくする会員は、理事会の承認を得て、職域部会を設置することができる。

- 2 職域部会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 地区班の組織

(地区班)

第51条 本会の会務及び事業の円滑な運営を図るため、地区を同じくする会員は、理事会の承認を得て、地区班を設置することができる。

- 2 地区班の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第12章 補 則

(事務局等)

第52条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長1名及びその他の職員若干名を置く。
- 3 職員の任免、給与、分限及び執務等に関して必要な事項は、常務理事会における協議を経て、理事会で決議する。

(委 任)

第53条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の代表理事（会長）は 生田 敏 とする。
- 3 本会の最初の業務執行理事（副会長）は 橋本 栄幸、古賀 邦子、河井 臣吾 とする。
- 4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第41条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。